

再評価結果（平成21年度事業継続箇所）

担 当 課：道路局国道・防災課

担当課長名：深澤 淳志

事業名 一般国道225号 <small>かわなべ</small> 川辺改良 <small>みなみきゆうしゅう</small>	事業区分 一般国道	事業主体 国土交通省 九州地方整備局
起終点 起点：鹿児島県 南九州 市川辺町市之瀬 <small>かごしま</small> <small>しもぶくもとちようかげはら</small> 終点：鹿児島県鹿児島市下福元町影原		延長 8.3km
事業概要 国道225号川辺改良は、地形が急峻で線形が悪い川辺峠付近の異常気象時通行規制区間（連続雨量200mm以上）及び防災対策箇所の区間を解消し、安全で安心した通行の確保を目的とした延長8.3kmの道路である。 なお、当該道路は、平成20年度に実施したB/Cの点検結果を踏まえて、平成21年度事業の執行を見合わせ、再評価を行ったものである。		
S56年度事業化 都市計画決定 ー		S59年度用地着手
S60年度工事着手		供用済延長 4.7km
全体事業費 143億円 事業進捗率 92%		
計画交通量 4,600～9,100台/日		
費用対効果分析結果 (3便益)	B/C (3便益) (事業全体) 1.0 (残事業) 1.2	総費用 (残事業)/ (事業全体) 18/207 億円 (事業費：10/187億円) (維持管理費：7.9/20億円)
総便益 (残事業)/ (事業全体) 21/204億円 (走行時間短縮便益：20/207億円) (走行経費減少便益：1.4/4.5億円) (交通事故減少便益：-0.94/-7.1億円)		基準年 平成20年
感度分析の結果 残事業について感度分析を実施 交通量変動：B/C=1.3(交通量+10%) B/C=1.0(交通量-10%) 事業費変動：B/C=1.1(事業費+10%) B/C=1.2(事業費-10%) 事業期間変動：B/C=1.1(事業期間+20%) B/C=1.2(事業期間-20%)		
事業の効果等 ①安全・安心の生活確保 ・救急医療活動のアクセス時間の短縮とアクセスが向上する人口（7分・32,600人） ・救急医療活動のアクセスの向上【約18億円※】 ・川辺知覧には産婦人科病院がなく、設備の整った鹿児島市内の産婦人科病院への搬送時間の短縮（母子の命の救命効果） ②移動時間の短縮 ・通勤通学などピーク時間帯の移動時間短縮（川辺方面より5分短縮） （鹿児島市街地方面より4分短縮） ③交通の安全性の向上 ・急カーブ・急勾配が解消されることによる安全性の向上 ④地域経済・地域産業の支援 ・鹿児島市との交流人口の増加による観光客の流入、定住者の増加 ・整備に伴う地域産業の振興の促進 ⑤災害及び通行規制による通行止めの回避 ・全面通行規制時の迂回時間の短縮（19分短縮） ・全面通行規制時の迂回損失の低減【約2億円※】 ・通行規制がなくなることによる安心感の向上 ・花卉、生鮮物等の鮮度価値の損失改善 ・南薩地域は、鹿児島市と災害時の協力協定を結んでおり、規制解除により相互地域への迅速な防災活動、救急活動が実施可能 ※は、供用後50年間の便益額として試算した値（参考値）		
関係する地方公共団体等の意見 地域から頂いた主な意見等： ・国道225号線は、薩摩半島地域の産業、経済、観光、文化の振興発展はもとより、地域住民の日常生活路線として大きな役割を果たす必要不可欠な路線である。本路線においては、カーブが連続し交通事故が多発している区間や、防災要対箇所、連続雨量200ミリの異常気象時通行規制区間に指定される区間など未整備区間が相当残っており、道路が遮断された際には市民生活をはじめ地域の経済活動にも多大な影響		

を与えるため、当該路線の事業凍結の解除、更には、国道225号の整備促進についてお願いする要望（平成21年6月3日）を鹿児島県川辺地区総合開発期成会より受けている。また、同様に鹿児島県市長会より要望（平成21年6月3日）及び鹿児島県南さつま市議会、鹿児島県南九州市議会より意見書（平成21年6月26日）を受けている。

- ・国道225号川辺改良の事業評価に関する地域意見書（枕崎市長、南さつま市長、南九州市長より事業評価監視委員長宛へ意見書の提出 平成21年6月25日）
- ・国道225号川辺改良の事業継続と早期整備について（鹿児島市長より事業評価監視委員長宛に意見書の提出 平成21年6月25日）

事業評価監視委員会の意見（平成21年7月8日）：

- ・平常時の移動時間の短縮、大雨等に起因する通行止めによる迂回の解消等総合的に見て効果大である。
- ・異常気象時通行規制区間の解除を最優先に行うことで事業計画を見直し、コストも削減できる。
- ・なお、標準3便益による残事業B/Cの指標から見ても妥当である。
- ・審議の結果、事業継続。

県知事の意見：

・費用便益比の値が1を下回った一般国道225号川辺改良については、計画区間内に事前通行規制区間があること、国道220号早崎改良については、計画区間内に防災対策が必要な斜面があることから、県民の安全安心を確保するために早期に整備する事業である。今回の点検に用いた費用便益比は、3つの便益のみから算出しているが、そもそも道路等については、地域社会に道路が整備されることによる安心感等の便益の向上も期待されるところであり、現在のような算定方式による単なる費用便益比で判断することは、人口の少ない地方にとって不利なものであることから、整備に伴う産業の振興や通行規制の解除等の効果も考慮すべきである。（鹿児島県知事からの意見 平成21年4月6日より抜粋）

- ・同様に、鹿児島県知事から事業評価監視委員長宛への意見書（平成21年6月25日）が提出。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

平成15年度の供用に伴い、異常気象時通行規制区間(L=3.1km)が解除されたが、依然としてL=3.8kmが規制区間として指定されている。また、道路幅員が狭く、急カーブなど線形不良箇所が多数存在することから、当該区間における課題に変化はない。

事業の進捗状況、残事業の内容等

これまでに4.7kmを供用しており、平成20年度末までの事業進捗率は92%が完了している。引き続き事業を推進していく。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見直し等

事業区間の見直しや道路構造・橋梁構造の見直しによりコスト削減を図りながら、異常気象時通行規制区間の解除に向け、引き続き事業を推進していく。

施設の構造や工法の変更等

- ・歩道計画の見直し【約12億円縮減】
- ・登坂車線の取り止め【約1億円縮減】
- ・道路幅員の縮小（車道3.5m→3.25m）および橋梁構造の見直し（2径間→1径間）【約1億円縮減】

対応方針 見直し継続

対応方針決定の理由

以上の事業の効果及びコスト削減等の内容、事業評価監視委員会における審議、地域の意見等を踏まえると、事業の必要性、重要性は変わらないものと考えられる。

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。